2025.04

旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事

I 工 事 概 要

1．工事場所　　高知市土佐山弘瀬405番地

2．工事種目　　【屋内運動場】　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　２階建て　延べ面積1,155㎡
　　1）　外壁改修　　一式

3．関連工事等　　・電気設備工事　・機械設備工事　・ガス設備工事　・昇降機設備工事　・植栽工事
　　・合併処理装置設置工事　・外構工事

4．概成工期　　・完成期限の（　　）日前　（ 令和　　年　　月　　日）

5．部分使用（工事請負契約書第34条第1項）
　　令和　年　月　日からは，全ての室内部分を使用する。

II 建 築 工 事 仕 様

1. 特記仕様
　1）　項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
　2）　特記事項は，⊙印の付いたものを適用する。⊙印のつかない場合は，※印の付いたものを適用する。
　　⊙印と⊗印の付いた場合は，共に適用する。
　3）　特記事項に記載の（　　）内表示番号は，「公共建築工事標準仕様書」の当該項目，当該図又は当該表を示す。
　　特記事項に記載の［　　］内表示番号は，「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目，当該図又は当該表を示す。
　　特記事項に記載の＜　　＞内表示番号は，「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目，当該図又は当該表を示す。
2. 適用基準等
　　図面及び特記事項に記載されていない事項は，全て国土交通省（建設）大臣官房官庁営繕部監修の以下による。
　　⊙ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　（令和４年版）
　　⊗ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　（令和４年版）
　　※ 建築工事標準詳細図　（令和４年版）
　　・ 敷地調査共通仕様書　（令和４年版）
　　・ 建築物解体工事共通仕様書　（令和４年版）

3.「週休２日制モデル工事」の実施について
　　⊙対象　（・ 発注者指定型　　⊙ 受注者希望型　）
　　本工事は，工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休２日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休２日制モデル工事」実施要領（営繕工事編）による。
　　（https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html）
　　・対象外（理由：　　）

項　目		特　記　事　項
一般共通事項		
①	工事実績情報サービス(CORINS)への登録 (請負金額500万円以上) (受注，変更，完成時)	登録の手続きについては，(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。　[1.1.4]
2	総合工程表	原則，工事の着手に先立ち，別契約関連工事の受注者と協議し，受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。
3	総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ，総合図を作成し，監督職員の承諾を受ける。　[1.2.3]
④	工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。　[1.2.4] また，工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。
⑤	工事写真	工事写真はＬ版程度とし，工事の内容，日付等必要事項を記入し１部提出する。(A4版台紙)　[1.2.4] 撮影方法は，「営繕工事写真撮影要領(令和５年版)」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は，監督職員の承諾を受ける。 なお，実施については，国営建技第14号(令和５年３月１日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。
⑥	下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。
7	電気保安技術者	適用する。　[1.3.3]
⑧	施工条件	施工日及び施工時間　※ 1.3.5(1)(7)による。　[1.3.5] ・　　・ ・ 施工順序　　・図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※　仮囲内　　⊙　図示（図面番号４） その他の施工条件 ・ 資機材の搬出入時には，専任の誘導員を配置する。その他の場合でも，工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ，公道まで徐行する。 ・ 登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。 ⊙ **令和７年12月26日からは，東階段を第三者が通行できるようにすること。**
9	交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は，原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし，建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし，一時的な作業等で，安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては，この限りでないものとする。 配置人員等　・令和　年　月　日から令和　年　月　日までの間は　　名常駐する。 　　・監督職員と協議し，適宜配置する。 配置人員の資格 ・ １名以上／１班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（１級又は２級）を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し，１名以上／１班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資　格　要　件	配置人数
１，２級交通誘導警備検定合格者 （交通誘導警備員Ａ）	交通誘導警備に関して，公安委員会が学科及び実施試験を行い，専門的な知識及び技能を有すると認めたもの	人
交通誘導に関し，専門的な知識及び技能を有する警備員等 （交通誘導警備員Ｂ）	警備業法における指定講習を受講したもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第２条第１項第２号の警備業務)を現に受けているもので，交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が１年以上であるもの	人

なお，事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。
また，警備員等に変更が生じた場合は，速やかに監督職員に同様の資料を提出する。

項　目		特　記　事　項
⑩	工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，工事安全計画書を監督職員に提出する。
⑪	統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第２項に基づき指名をする。
⑫	発生材の処理	産業廃棄物の運搬，処分等については，1.3.12により適切に処分するものとし，　[1.3.12] 事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬，あるいは処分を他業者に委託する場合は，書面による委託契約を行い， 処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は，その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し，監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また，産業廃棄物を搬出する車両について，処分場ごとに１台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し，随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し，工期内に最終処分(埋立処分，海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また，産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに，監督職員にそのＥ票の写しを提出する。 ただし，廃棄物処理法を遵守した上で，工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で，監督職員が認める場合においては，工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合，マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに，監督職員にそのＢ２票の写しを提出する。また，最終処分終了後速やかにＥ票の写しを提出する。 なお，廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・ 引渡しを要するもの　（・　　） ・ 現場再利用を図るもの　（・　　） ⊙ 再資源化を図るもの　（※ コンクリート　※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 　　※ 木材　　※ アスファルトコンクリート　　） 特別管理産業廃棄物の施工計画調査 　※ 行う　　・ 行わない 　分析調査 　　※ 施工計画調査の結果により，監督職員と協議する。 　　・ 行う（　　）・ 行わない
⑬	再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出 (請負金額100万円以上)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を，建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し，提出は以下による。 a) COBRISについては，建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jacic.or.jp)より，利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず，紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式１）を，完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず，紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式２）を，完成資料として監督職員に提出する。 d) e) 受注者は作成したデータを含め，再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後５年間保存する。
⑭	工事の保険	工事請負契約後，速やかに工事目的物，工事材料等に生じる損害，第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は，工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。
⑮	契約保証	※ 金銭的保証方式　・
⑯	前払金支出割合区分補正	・ 有　　⊙ 無
⑰	証明書の提出 (グリーン購入法)	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき，重点調達品目については，積極的に利用すること。なお，重点調達品目の中で木材・木材製品等においては，その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。 　受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。木材・木材製品等については，県産木材納入証明書，県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。　[1.4.2]
⑱	石綿含有建材の調査	事前調査の報告　一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる 　事前調査範囲　※ 改修範囲　　・　　[1.5.1] 　貸与資料　　※ 有　（⊙既存の設計図書　　・　　） 　　・ 無 　分析調査　　※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により，監督職員と協議する。 　　・ 行う（ 調査建材使用部位　　調査建材名　　検体数　） 　　分析方法　※定性分析　　・ 　　定性分析の結果により，定量分析を行う場合は監督職員と協議する。
⑲	施工数量調査	調査範囲　　※ 図示　⊙ **改修範囲の外壁，軒天（１階部分）**　[1.6.2] 調査方法　　※ 外部足場を使用した目視及び打診　・ 破壊部分の補修方法　※ 現状に復旧　・ 　外壁調査は，外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ，浮き，欠損部，内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅，長さ，面積)の調査を行う。 　また，その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に，監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)
⑳	技能士及び技能資格者	※ 適用する　（○：一級，●：二級）　[1.7.2][1.7.3]

工 事 種 別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別
⊙ 仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)　・
⊙ 防水工事	・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ ○合成ゴム系シート防水工事作業 ・ ○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ ○セメント系防水工事作業　⊙ ○シーリング防水工事作業
⊙ 塗装工事	※ ○建築塗装作業　・
⊙ その他	⊙ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・ ○家具手加工作業

適用する技能士について，当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。

項　目		特　記　事　項
21	化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し，厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し，　[1.7.9] 報告書を監督職員に提出する。 ただし，完成検査前に報告書の提出が困難な場合は，事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合，後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては，あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 　※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 　※ ホルムアルデヒド　※ トルエン　・　※ キシレン　※ エチルベンゼン 　※ スチレン　※ パラジクロロベンゼン　・　　・ 測定箇所　（　　）箇所　施工前・施工後（計　回測定） 測定対象室　（　　） なお，測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は，原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし，次のいずれかに該当する場合は除く。 　1 何らかの対策が施された結果，揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。 　2 濃度測定の結果が，本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 　3 濃度測定が，使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後，あるいは，使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ，測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については，受注者は，工事引き渡し後であっても，その原因究明に当たって協力しなければならない。 また，本工事の施工が原因となって，化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は，受注者の負担により，その対策を講じなければならない。
22	直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合，その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆，又はそれと同等と認められる製品を使用する。
㉓	建築材料等	本工事に使用する材料等のうち，特定のものが特記された場合は，設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また，「評価名簿による」と特記されたものについては，(一社)　公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの，又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし，同等とする場合は，監督職員の承諾を受ける。 県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は，機能，品質，価格等が同等であれば，県内産資材を優先して使用するものとする。　なお，県外産資材を使用する場合は，使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し，監督職員の確認を受けること。 注１：　県内産資材とは，高知県内で産出した原材料を用いて，高知県内で製造，加工した資材，又は高知県外で産出した原材料を用いて，高知県内で製造，加工された資材をいう。 　ただし，①木材は，高知県内の森林から生産されたもの，②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は，高知県内で産出されたものとする。 注２：　県外産資材とは，県内産資材以外の資材をいう。
㉔	特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は，監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。
25	風圧力	本工事に使用する材料及び工法は，建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし，速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は，次の数値とする。 風速(Vo)：　※　38m/sec　・ 36m/sec　地表面粗土区分：　※　Ⅲ　・ Ⅱ
㉖	仕上面の出隅処理	内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は，図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 　木部(家具を含む)　６㎜程度 　コンクリート，モルタル部　20㎜程度 　鉄部，金属部　３㎜程度 建具類等，上記により難い場合は，監督職員と協議する。
27	事業損失補償	※現場説明書による。　・
㉘	完成時の提出図書	・ 完成図(作成範囲　・配置図　・平面図　・立面図　・断面図　・仕上表)　[1.9.1][1.9.2] ・ 完成図(ＣＡＤデータの提出　※する(CD-R等)　・しない) ・ 保全に関する資料(提出部数　※２部　・　部)　[1.9.3] 上記のほか，使用材料のメーカー名，品番，色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 また，工種別下請負者の一覧表を提出する。 ⊙ 施工図，施工計画書　[1.9.2] 　提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は，発注者に移譲するものとする。
29	完成写真	下表のものを監督職員に提出する。

位　置	分類・規格	撮影枚数	部　数	原版の大きさ(㎜)
・ 各室	手札版(Ｌ版)	※ ２ 枚 ・　枚	※ １ 部 ・　部	・ 100 × 125以上
・ 外部	キャビネ版	※ ４ 枚 ・　枚	※ １ 部 ・　部	・ 24 × 36以上
・ 外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※ １ 枚 ・　枚	※ １ 部 ・　部	
・	スライド		※ １ 部 ・　部	

カラー・電子データ化(CD-R等)し，すべて提出する。
撮影箇所は監督職員と協議する。
上表のほか，監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し，CD-R等にて提出する。
画像形式等　フォーマット：JPEG　画質：標準　画像サイズ：1024×768ピクセル程度

30	別途設備工事との取合い	施工範囲 ・ 貫通孔，開口部の補強　※ 下表　・ 図示 ・ 壁，天井の仕上材，下地材の切込み及び下地材の補強　※ 下表　・ 図示 ・ 駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・

補　強　種　別		内容
貫通孔，開口部の補強	梁	
	壁	
	スラブ	
壁切込み及び補強		
天井切込み及び補強		

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係　長	課長補佐	課　長	図面番号
	旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事	濱田		濱口	松末	1
	図面名　改修特記仕様書（1）　2025.04　縮　尺　1／	作図　年　月　日				

項　目	特　記　事　項

31 撤去部分

コンクリート，モルタル等の撤去部分の境目は，原則としてダイヤモンドカッター切りとする。

(32) 不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。
a) 受注者は，暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは，その旨を直ちに監督職員に報告し，所轄の警察署に届出なければならない。
b) 受注者は，不当介入による被害を受けたときは，その旨を直ちに監督職員に報告し，所轄の警察署に届出なければならない。
c) 受注者は，監督職員及び所轄警察署と協力して，不当介入の排除処理を講じなければならない。
d) 受注者が，不当介入の報告を怠った場合は，「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき，指名停止措置を行うものとする。

33 消防計画

工事の着手にあたり，火災等の災害の予防や，使用部分と工事中の部分の安全を確保するため，別契約の関連工事業者と協議の上，「工事中の消防計画書」を作成し，当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。

(34) 工事特性等

受注者は，自ら立案した工事特性，創意工夫，社会性等のそれぞれの評価項目について，実施しようとする場合は，事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。
また，実施後，工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。

仮設工事（改修）

(1) 足場その他

内部足場　※ きゃたつ，足場板等　・　[2.1.3][2.2.1][表2.2.1]
外部足場　※ 本足場　・
外部足場の養生 ※ 図示　⊙メッシュシート　⊙**高さ1.8m以下の範囲は金網養生を行い，第三者が進入できないよう施錠すること**
材料，撤去材の運搬方法　・A種　※ B種　・C種　・D種　・E種
C種の場合　利用可能なエレベーター(※図示　・　)
D種の場合　利用可能な階段(※図示　・　)
・屋上防水作業の端部には，墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。
本足場を設ける場合は，公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか，足場の組立，解体又は変更の作業は，「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。

(2) 養生

⊙既存部分の養生　※ ビニルシート，合板等　・　[2.3.1]
・既存家具，既存設備等の養生　※ ビニルシート等　・
・固定された備品等の移動　※図示
・開口部養生　窓等の破損の危険がある工事を行う場合は，施工を行う周辺及びその下部の窓等には，室内に破損物等が飛散しない様，堅固な養生を行う。

3 仮設間仕切り（屋内）

設置箇所　※ 図示　[2.3.2][表2.3.1]
間仕切り種別　・ A種　・ B種　※ C種
A種，B種の場合
仕上げの材種　※せっこうボード 厚さ9.5mm　・合板(普通合板) 厚さ9.0mm
塗装仕上げ等　・ 行う　※ 行わない
仮設扉設置箇所　※ 図示　・
仮設扉種別　・合板張り木製扉程度　・ 図示

(4) 監督職員事務所

・設ける（　㎡程度）　※設けない

5 監督職員の備品等

備品等の設置　[2.4.1]

備品の種類	机・椅子	書　棚	黒　板	P C	掛 時 計
数　量	組	台	枚	台	個
備品の種類	温 度 計	ゴ ム 長 靴	雨 が っ ぱ	保 護 帽	懐 中 電 灯
数　量	個	足	着	個	個
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消 火 器	湯 沸 器	加入電話付属器
数　量	人用	台	個	台	台
備品の種類	掃 除 具				
数　量	個				

(6) 工事用水・電力

構内既存の施設(用水)　⊙利用できる　（ ※ 有償　・無償 ）　※ 利用できない
構内既存の施設(電力)　⊙利用できる　（ ※ 有償　・無償 ）　※ 利用できない

構内既存の施設を利用できる場合で，無償の場合は，下記a)～c)による。
a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は，監督職員と協議する。
b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は，監督職員と協議する。
c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は，原則，既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお，接続する回路の負荷状態等を確認し，既設負荷への波及がないようにする。
また，漏電遮断器付コンセント等を使用し，安全の確保を図る。
構内既存の施設を利用できる場合で，有償の場合は，上記a)～c)に下記d)～e)を加える。
d) 工事用水は，既存設備に量水器を設けて，仮設配管を施し使用するものとする。
e) 工事用電力は，原則，既存設備に電力計を設けて，仮設配電盤を設置し，使用するものとする。

四国電力送配電㈱などの架空線に防護管の設置が必要な場合は，監督職員と協議する。

7 仮囲い

※ 図示　・

(8) 仮設物撤去後の整地・跡片付け

※ 原形の復旧
・ 良土にて設計地盤まで盛土整地する。　範囲(図示)　厚さ（　）　[2.5.1]

防水改修工事

(1) シーリング

シーリング改修工法の種類　[3.1.4][3.7.4～3.7.7][表3.1.2]
・シーリング充填工法　⊙シーリング再充填工法　・拡幅シーリング再充填工法
ボンドブレーカー張り　・ 適用する　[3.7.7]
エッジング材張り　・ 適用する

シーリング材の種類，施工箇所　[3.1.4][3.7.2][表3.7.1]
※下表による(下表以外は表3.7.1による)

種類(記号)	主成分による区分	施　工　箇　所
・ＳＲ－１	シリコーン系	
・ＳＲ－２		
⊙ＭＳ－２	変成シリコーン系	すべて
・ＰＳ－２	ポリサルファイド系	
・ＰＵ－２	ポリウレタン系	

仕上げを行わない箇所　（　）　[表3.7.1]

シーリング材の目地寸法　[3.7.3]

箇所	打継ぎ/ひび割れ誘発目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地
幅(mm)	※ 20以上　・	※幅及び深さ5以上[5.13	※ 10以上　・
深さ(mm)	※ 10以上　・	.3]による場合を除く)	※ 10以上　・

接着性試験　[3.7.8]
※ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験

外壁改修工事(共通事項)

(1) 材料品質

可とう性エポキシ樹脂　[4.2.4]
JIS A 6024による。

比重	押出し性(秒)	スランプ(Mm)	質量変化率(%)	引張り強さ(MPa)	破断時伸び(%)	引張り接着性
表示値±0.10	60以下	3.0以下	5.0以下	標準　1.0以上 低温　1.0以上 加熱劣化1.0以上	標準　30.0以上 低温　30.0以上 加熱劣化30.0以上	最大引張強さ 1.0MPa以上 破断時の伸び 10.0%以上

1)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2)対象とする被着体を侵さず，かつ周囲を汚損しないこと。
3)常温常湿(温度20±15℃，湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても，品質・性能が上記の各項目に適合していること。

パテ状エポキシ樹脂　[4.2.4]
JIS A 6024による。

初期硬化性(MPa)	接着強さ(MPa)	圧縮強さ(MPa)	曲げ強さ(MPa)	硬化収縮率(%)
標準2.0以上	標準6.0以上	50.0以上	30.0以上	3.0以下

1)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2)対象とする被着体を侵さず，かつ周囲を汚損しないこと。
3)常温常湿(温度20±15℃，湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても，品質・性能が上記の各項目に適合していること。
4)試験方法は，JIS A 6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)に準じる。

エポキシ樹脂モルタル　[4.2.4]
JIS A 6024による。

だれ	接着強さ(MPa)	圧縮強さ(MPa)	曲げ強さ(MPa)
形状に異常がなく，だれが生じないこと	1.0以上	20.0以上	10.0以上 (3日後の値)

1)こて塗りが容易で，かつ，硬化後の仕上がりが良好であること。
2)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3)「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
4)常温常湿(温度20±15℃，湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月間保存した後であっても，品質・性能が上記の各項目の規定に適合していること。

ポリマーセメントモルタル　[4.2.4]

だれ		曲げ強さ(N/mm2)	圧縮強さ(N/mm2)	接着強さ(N/mm2)		
下がり量	表面状態			標準条件	特殊条件	
					湿潤時	低温時
5mm以内	ひびわれの発生がないこと	6.0以上	20.0以上	1.0以上	0.8以上	0.5以上

1)透水性　裏面のぬれ，水滴の付着がないこと。
2)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3)ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは，常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

ポリマーセメントスラリー　[4.3.5]

拡がり速さ(cm/s)	長さ変化率(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm2)	曲げ強度(材齢28日)(N/mm2)	吸水率(72時間)(%)	劣化曲げ強さ(N/mm2)
3以上	3以下	0.49以上	4.9以上	15以下	4.9以上

1)保水係数　0.35～0.55
2)粘調係数　0.50～1.00
3)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
4)ポリマーセメントスラリー用の材料は，常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

既調合モルタル　[4.3.10]
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして，セメント，細骨材，混和材等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

保水率(%)	単位容積質量(kg/L)	接着強さ		長さ変化率(%)	曲げ強さ(N/mm2)
		標準養生	温冷繰返し後		
70.0以上	1.8以上	0.6N/mm2以上	0.4N/mm2以上	0.2以下	4.0以上

外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ

(1) ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法　[4.2.5]

種　類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上1.0以下	※　200～300 ・	※製造所の仕様 ・130
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	・　50～100	※40
	0.3以上0.5未満	・　100～200	※70
	0.5以上1.0以下	・　150～250	※130

コア抜取り検査 ※行わない
・行う(長さ500mごと及びその端数につき1個。補修方法は図示による)

・Uカットシール材充填工法　[4.2.6]
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系
ポリマーセメントモルタルの充填　※行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法　[4.2.7]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

(2) 欠損部改修工法

※ 充填工法　[4.2.8]
※エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ

(1) ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法　[4.2.5(1)～(5)][4.3.6]

種　類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上1.0以下	※　200～300 ・	※製造所の仕様 ・130
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	・　50～100	※40
	0.3以上0.5未満	・　100～200	※70
	0.5以上1.0以下	・　150～250	※130

コア抜取り検査 ※行わない

(2) 欠損部改修工法

・Uカットシール材充填工法　[4.2.6][4.3.7]
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系
ポリマーセメントモルタルの充填　※行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法　[4.2.7][4.3.8]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

※ 充填工法　[4.2.8(3)(4)][4.3.9]
※エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

・モルタル塗替え工法　[4.3.10]
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置
※ステンレス製アンカーピン縦横@200打込，ステンレス製ラス等張り　・図示

(3) 浮き部改修工法

[4.3.11～16]

改修工法の種類	アンカーピンの本数			注入口の箇所数			備考
	一般部分 本/m2	指定部分 本/m2	狭幅部 本/m	一般部分 箇所/m2	指定部分 箇所/m2	狭幅部 箇所/m	
・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	※5	－	－	－	注入量 ※ 25mL
・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※5	※12 ・	※20 ・	※5	注入量 ※ 25mL
・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※5	※12 ・	※20 ・	※5	注入量 ※ 50mL
・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※5	－	－	－	注入量 ※ 25mL
⊙注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※5	※9 ・	※16 ・	※5	注入量 ※ 25mL
・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※5	※9 ・	※16 ・	※5	注入量 ※ 50mL

アンカーピン　[4.3.5]
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの。　・
注入口付アンカーピン　[4.3.5]
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径６mm
・充填工法　[4.2.6][4.3.7]
材料　※エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗替え工法
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置　[4.3.10]
※ステンレス製アンカーピン縦横@200打込，ステンレス製ラス等張り　・図示

外壁改修工事 仕上げ塗材仕上げ

(1) 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法　[4.5.4]

工法	処理範囲
・サンダー工法 ・高圧水洗工法 ・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体　・図示　・ ※既存仕上面全体　・図示　・ ※既存仕上面全体　・図示　・
※水洗い工法	※既存仕上面全体　・図示　・ ・他工法の処理範囲以外の既存仕上面全体

石綿含有仕上塗材の除去は，環境配慮改修工事による。

(2) 下地調整材

材料　※下地調整塗材　※C-1(　)　・C-2(　)　・CM-2(　)　[4.5.2～4.5.4]
・ポリマーセメントモルタル　・合成樹脂エマルションシーラー
工法　※製造所の仕様による　・　[4.5.4]

(3) 仕上塗材仕上げ

薄付け仕上げ塗材　[4.1.5][4.5.2][4.5.6][表4.5.1]

呼び名	仕上げの形状		工法	備考
・外装薄塗材Si	・砂壁状	・ゆず肌状	吹付け	
	・ゆず肌状	・さざ波状	ローラー	
・可とう形外装薄塗材Si	・砂壁状	・ゆず肌状	吹付け	
	・ゆず肌状	・さざ波状	ローラー	
⊙外装薄塗材E	⊙砂壁状	・ゆず肌状	吹付け	
	・平たん状	・凹凸状	こて塗り	
	・ゆず肌状	・さざ波状	ローラー	
	・着色骨材砂壁状		吹付け	
			こて塗り	
・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状	・ゆず肌状	吹付け	
	・平たん状	・凹凸状	こて塗り	
	・ゆず肌状	・さざ波状	ローラー	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず肌状	・さざ波状	ローラー	増塗材 ・適用する
	・凹凸状		吹付け	
・外装薄塗材S	・砂壁状		吹付け	

厚付け仕上塗材

呼び名	仕上げの形状		工法	備考
・外装厚塗材C	・吹放し	・凸部処理	吹付け	セメントスタッコ以外の上塗材 ・
	・平たん状 ・ひき起こし	・凹凸状 ・掻き落とし	こて塗り	
・外装厚塗材Si ・外装厚塗材E	・吹放し	・凸部処理	吹付け	上塗材 ・適用する
	・平たん状 ・ひき起こし	・凹凸状	・こて塗り ・ローラー	

複層仕上塗材

呼び名	仕上げの形状		工法	備考
・複層塗材CE ・複層塗材Si ⊙複層塗材E ・複層塗材RE			ローラー	耐候性　※ 耐候形３種 ・
	・ゆず肌状		吹付け	上塗材の種類[表4.5.2] ※ 水系アクリルつやあり
	・凸部処理	⊙凹凸状		
・可とう形複層塗材CE	・ゆず肌状		ローラー	
	・凸部処理	・凹凸状	吹付け	
・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RE	・ゆず肌状		ローラー	増塗材 ・適用する
	・凸部処理	・凹凸状	吹付け	

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	図面名　改修特記仕様書（2）	2025.04　縮　尺　1／	作図　年　月　日				2

項　目	特　記　事　項

塗装改修工事

① 一般事項

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆とする　[7.1.3]
防火材料　・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは，防火材料とする。　[7.1.3]
　　・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

② 下地調整

塗替えＲＢ種の既存塗膜の除去範囲　※劣化部分は除去し，活膜部分は残す　・　[7.2.1]
[7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7]

下地面の種類		下地調整の種別	ひび割れの補修
木　部	不透明塗料塗り	※ＲＢ種　・	
	透明塗料塗り	・ＲＢ種　・	
鉄鋼面		※ＲＢ種　・	
亜鉛めっき鋼面		※ＲＢ種　・	
モルタル面，プラスター面		※ＲＢ種　・	・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)・ＡＬＣパネル面		※ＲＢ種　・	・行う ・行わない
コンクリート面(DP)・押出成形セメント板面		・	・行う ・行わない
せっこうボード面・その他ボード面		※ＲＢ種　・	

3　素地ごしらえ

[7.3.2～7.3.7][表7.3.1～表7.3.7]

下地面等		種別
木　部	不透明塗料塗り	※Ａ種　・Ｂ種
	透明塗料塗り	・Ａ種　※Ｂ種
鉄鋼面(DP以外)		・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
鉄鋼面(DP)		・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		・Ａ種　・Ｂ種
モルタル面及びプラスター面		・Ａ種　※Ｂ種
コンクリート・ＡＬＣパネル面(DP以外)		・Ａ種　※Ｂ種
コンクリート（DP）		・Ａ種　・Ｂ種
押出成形セメント板面		・Ａ種　・Ｂ種
せっこうボード面(継目処理工法)		※Ａ種　・Ｂ種
せっこうボード面(継目処理以外)・その他ボード面		・Ａ種　※Ｂ種

④ 錆止め塗料の種別

[7.3.3，7.4.2～7.4.3][表7.3.3，表7.4.1～表7.4.6]

塗装面			塗料	工程
鉄鋼面	SOP	塗替え	※Ａ種	※Ｃ種
		新規見え掛り部分		※Ａ種　・Ｂ種
		新規見え隠れ部分		※Ｂ種　・Ａ種
	DP	塗替え	1回目　Ｃ種 2，3回目　Ｄ種	※Ａ種
			※Ｅ種	⊙Ｂ種　・Ｃ種
		新規見え掛り部分	1回目　Ｃ種	※Ａ種
		新規見え隠れ部分	2，3回目　Ｄ種	※Ｂ種
	屋内(EP-G)	塗替え	※Ｂ種　・Ａ種	※Ｃ種
		新規見え掛り部分		※Ａ種
		新規見え隠れ部分		※Ｂ種
亜鉛めっき鋼面	SOP	塗替え	※Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種
		鋼製建具	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・Ｂ種
		鋼製建具以外	※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
	DP	塗替え	※Ｂ種	[表7.4.6]
		鋼製建具	※Ｂ種	[表7.4.6]
		鋼製建具以外	※Ｂ種	[表7.4.6]
	屋内(EP-G)	塗替え	※Ｃ種	※Ｃ種
		鋼製建具	※Ｃ種	※Ａ種　・Ｂ種
		鋼製建具以外	※Ｃ種	※Ｂ種　・Ａ種

⑤ 塗装の種別

[7.3.2，7.5.2～7.13.2][表7.5.1～表7.13.1]

略　号	塗　　装	塗装面	塗替え	新規
・SOP	合成樹脂調合ペイント塗り 塗料の種類　※１種	木部(屋外)	※Ｂ種	※A種　・
		木部(屋内)	※Ｂ種	※Ｂ種
		鉄鋼面	※Ｂ種	※B種　・A種
		亜鉛めっき鋼面	※Ｂ種	※B種
		鋼製建具 (亜鉛めっき鋼面)	※Ａ種	※B種
・CL	クリヤラッカー塗り		※B種　・A種	※B種　・A種
・NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り		※B種　・A種	※B種　・A種
⊙DP	耐候性塗料塗り　上塗り塗料等級 ・1級　・2級 ⊙3級	鉄鋼面	表7.8.1	表7.8.1
		亜鉛めっき鋼面	表7.8.2	表7.8.2
		ｺﾝｸﾘｰﾄ面及びECP面	・A-2　・B-2 ・C-2	・A-1　・B-1 ・C-1
・EP-G	つや有合成樹脂エマルション ペイント塗り	ｺﾝｸﾘｰﾄ面	※Ｂ種	※B種　・A種
		ﾓﾙﾀﾙ面	※Ｂ種	※B種　・A種
		ﾌﾟﾗｽﾀｰ面	※Ｂ種	※B種　・A種
		せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面	※Ｂ種	※B種　・A種
		その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	※Ｂ種	※B種　・A種
		屋内木部	※Ｂ種	※A種
		屋内鉄鋼面	※Ｂ種	※A種　・B種
		屋内亜鉛めっき鋼面	※Ａ種	※A種　・B種
・EP	合成樹脂エマルション ペイント塗り	ｺﾝｸﾘｰﾄ面	※Ｂ種	※B種　・A種
		ﾓﾙﾀﾙ面	※Ｂ種	※B種　・A種
		ﾌﾟﾗｽﾀｰ面	※Ｂ種	※B種　・A種
		せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面	※Ｂ種	※B種　・A種
		その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	※Ｂ種	※B種　・A種
・UC	ウレタン樹脂ワニス塗り		※Ｂ種	※B種　・A種
・ステイン塗り	・ピグメントステイン塗り		表7.12.1	表7.12.1
	・オイルステイン塗り(OS)			
・WP	木材保護塗料塗り		※Ｂ種	※B種　・

CL　A種の場合の塗料の種類　・
UC　着色　・適用する
OS　仕様　・図示

項　目	特　記　事　項

環境配慮改修工事

1　石綿含有建材の除去工事

石綿含有建材の有無及び除去等　[9.1.3～9.1.5]

石綿含有建材の種類		使用部位	使用材料	除去工法
飛散性	・石綿含有吹付材			※9.1.3による ・
飛散性	・石綿含有保温材		・	※9.1.3による
非飛散性			・	※9.1.4による ・
非飛散性	・石綿含有成形板等		・	※9.1.5による ・

石綿含有吹付け材の飛散防止処置　※湿潤化　・固形化

・石綿含有仕上塗材の除去　[9.1.6]
使用部位　(　　)
使用材料　(　　)
除去工法
※厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底ﾏﾆｭｱﾙ」による工法の内，飛散防止に関し隔離措置と同等と判断できる工法
・
除去範囲　※図示
試験施工　※行わない　・行う

項　目	特　記　事　項

処分　[9.1.3]
管理型・安定型を確認の上，廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること。

石綿粉じん濃度測定
※ 建築物石綿含有建材調査報告書により，監督職員と協議する。
・行う　・行わない　[9.1.1]

測定時期	測定場所	測定名称	測定点
処理作業前	・処理作業室内	測定１	※2点　・3点
	・施工区画周辺又は敷地境界	測定２	※2点　・
処理作業中	・処理作業室内	測定３	※2点　・
	※ セキュリティーゾーン入口	測定４	※1点　・
	※ 集じん，排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	測定５	※1点　・
	※ 施工区画周辺又は敷地境界	測定６	※4方向 各1点
処理作業後（隔離シート撤去前）	※ 処理作業室内	測定７	※2点以上・
	・施工区画周辺又は敷地境界	測定８	※4方向 各1点

測定方法
・JIS K3850-1に基づいた測定（・測定4　・測定5　・測定6　・測定7　・　）
・自動測定器による測定（・測定4　・測定5　・　）

外壁改修フロー及び数量

⊙コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

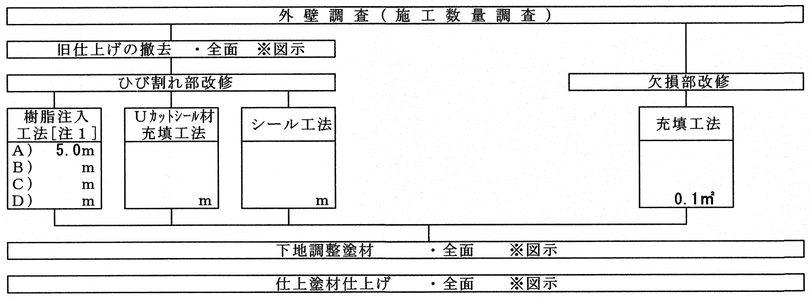

⊙モルタル塗り仕上げ外壁の場合

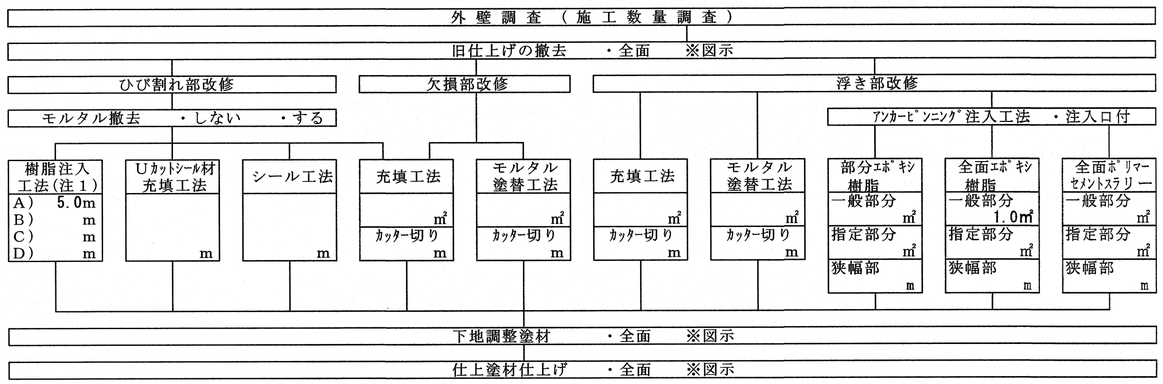

（注１）　ひび割れ幅(mm)が，Ａ)0.2以上1.0以下，Ｂ)0.2以上0.3未満，Ｃ)0.3以上0.5未満，Ｄ)0.5以上1.0以下を示す
Ａ)は自動式低圧エキポシ樹脂注入工法を示し，
Ｂ)・Ｃ)・Ｄ)は手動式エキポシ樹脂注入工法，機械式エキポシ樹脂注入工法を示す。

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事	澤田	内	濱口	松木	3
	図面名　改修特記仕様書（3）　2025.04　縮尺　1／	作図　年　月　日				

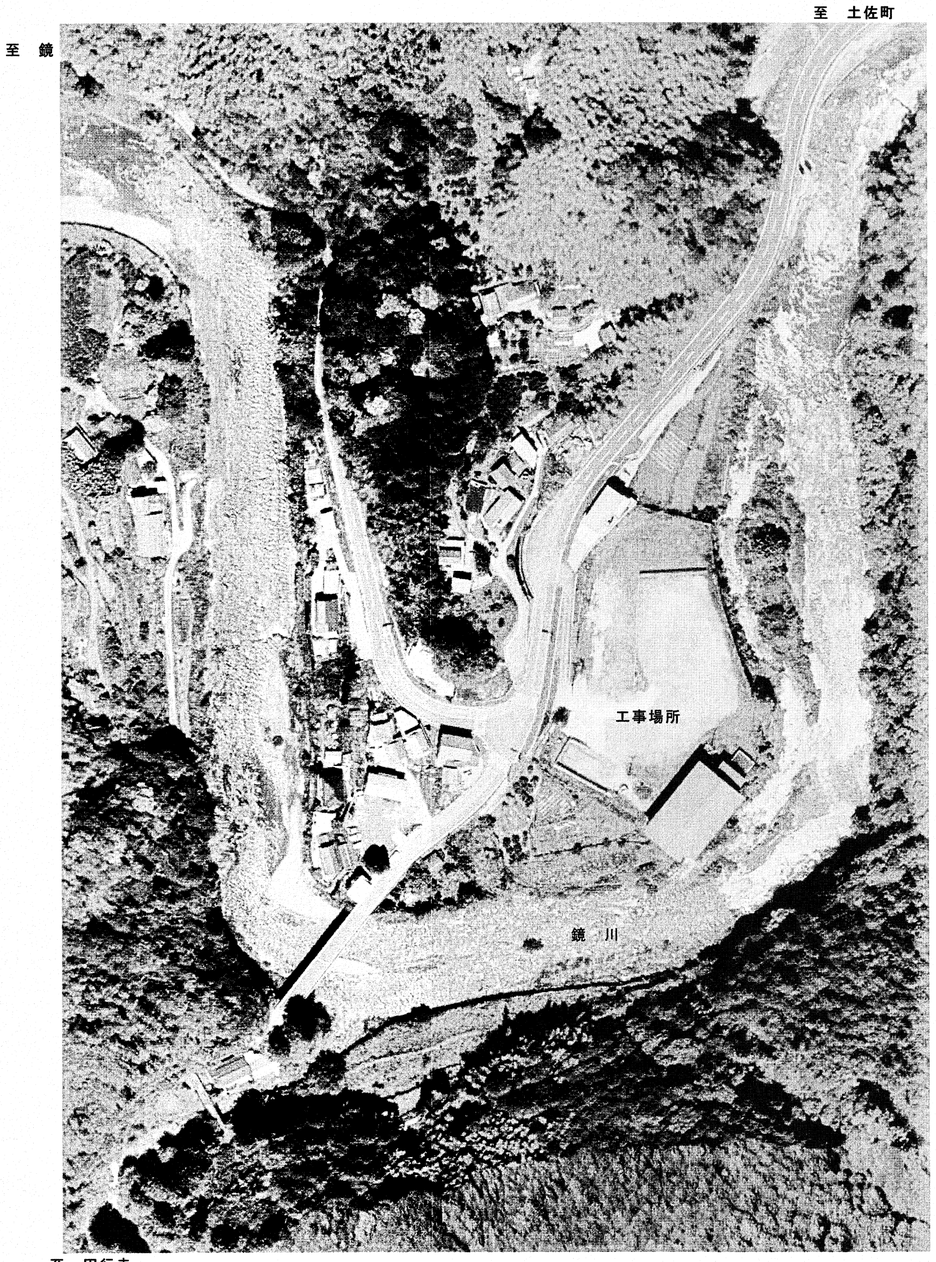

付近見取図

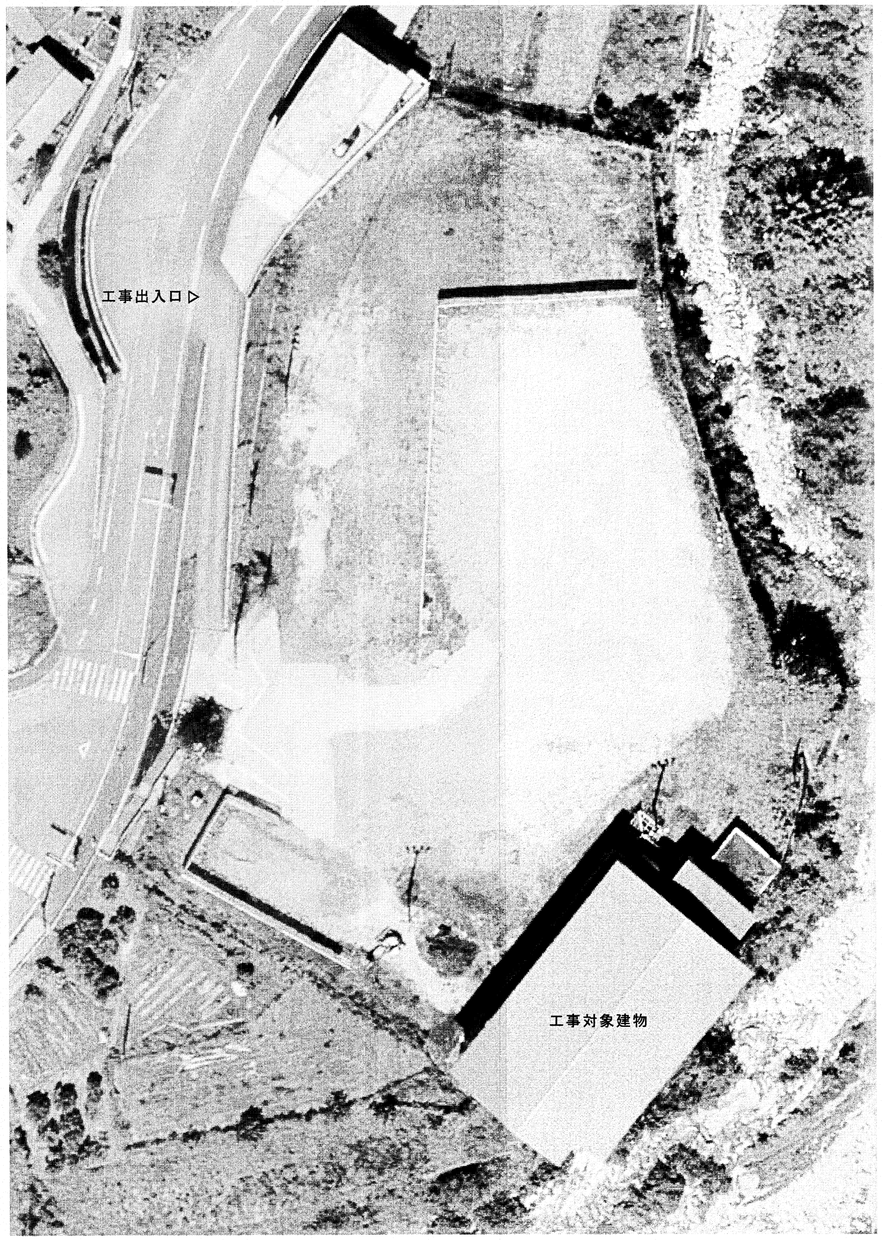

配　置　図

屋内運動場前を駐車場及び資機材置場として利用できる（20x5m程度）

		高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係　長	課長補佐	課　長	図面番号
			旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事	澤田	大下	藤田	松木	4
			図面名　付近見取図，配置図　縮　尺　1／	作図　年　月　日				

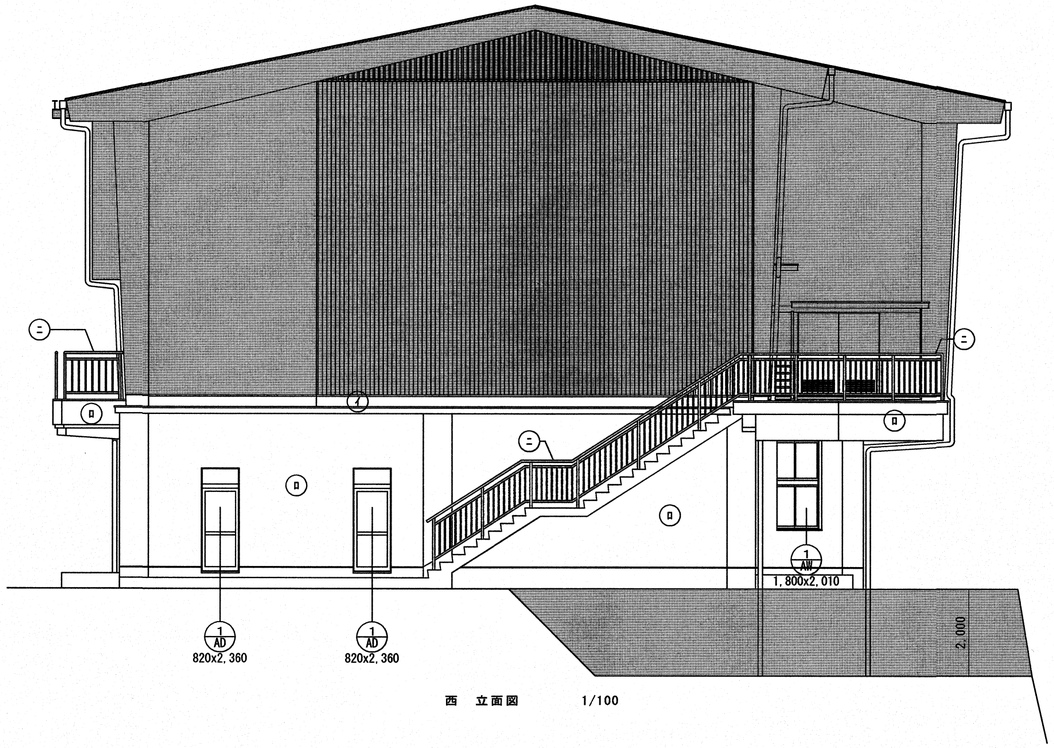

西　立面図　　1/100

記号	既　存	改修内容
イ	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃
ロ	モルタル+複層塗材Ｅ	複層塗材Ｅ塗替え
ハ	打放し+外装薄塗材Ｅ	外装薄塗材Ｅ塗替え
ニ	鋼製手摺　ＦＥ塗り	ＤＰ塗替え

シーリング打替え（手摺足元10x10　建具周囲15x10）

改修を行わない範囲を示す

北　立面図　　1/100

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事	澤田	今	濱口	松木	5
	図面名　西・北　立面図　　縮尺　1／100	作図　年　月　日				

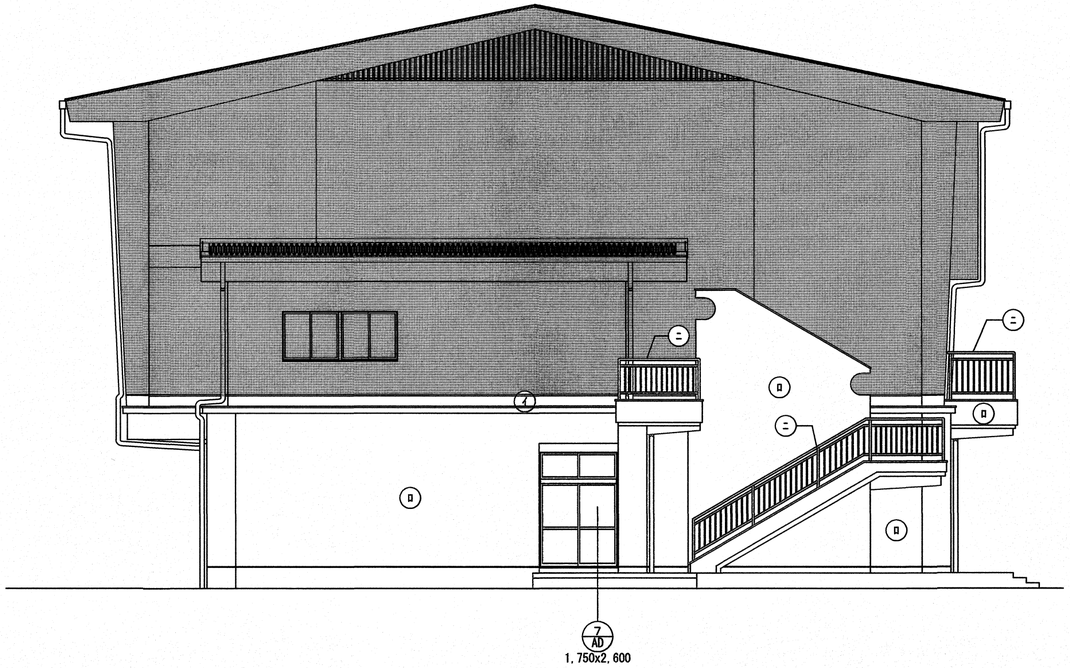

東　立面図　　1/100

記号	既　存	改修内容
イ	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃
ロ	モルタル+複層塗材Ｅ	複層塗材Ｅ塗替え
ハ	打放し+外装薄塗材Ｅ	外装薄塗材Ｅ塗替え
ニ	鋼製手摺　ＦＥ塗り	ＤＰ塗替え

シーリング打替え（手摺足元10x10　建具周囲15x10）

改修を行わない範囲を示す

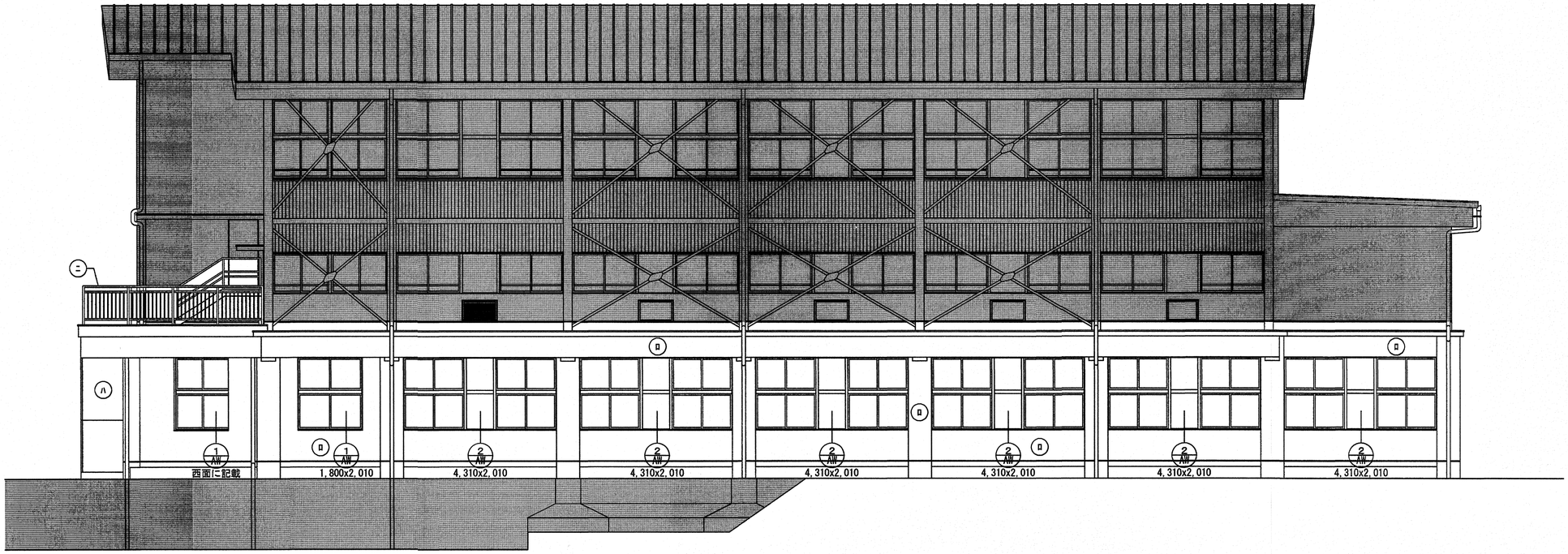

南　立面図　　1/100

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	図面名　東・南　立面図	縮尺　1 / 100	作図	年	月	日	6

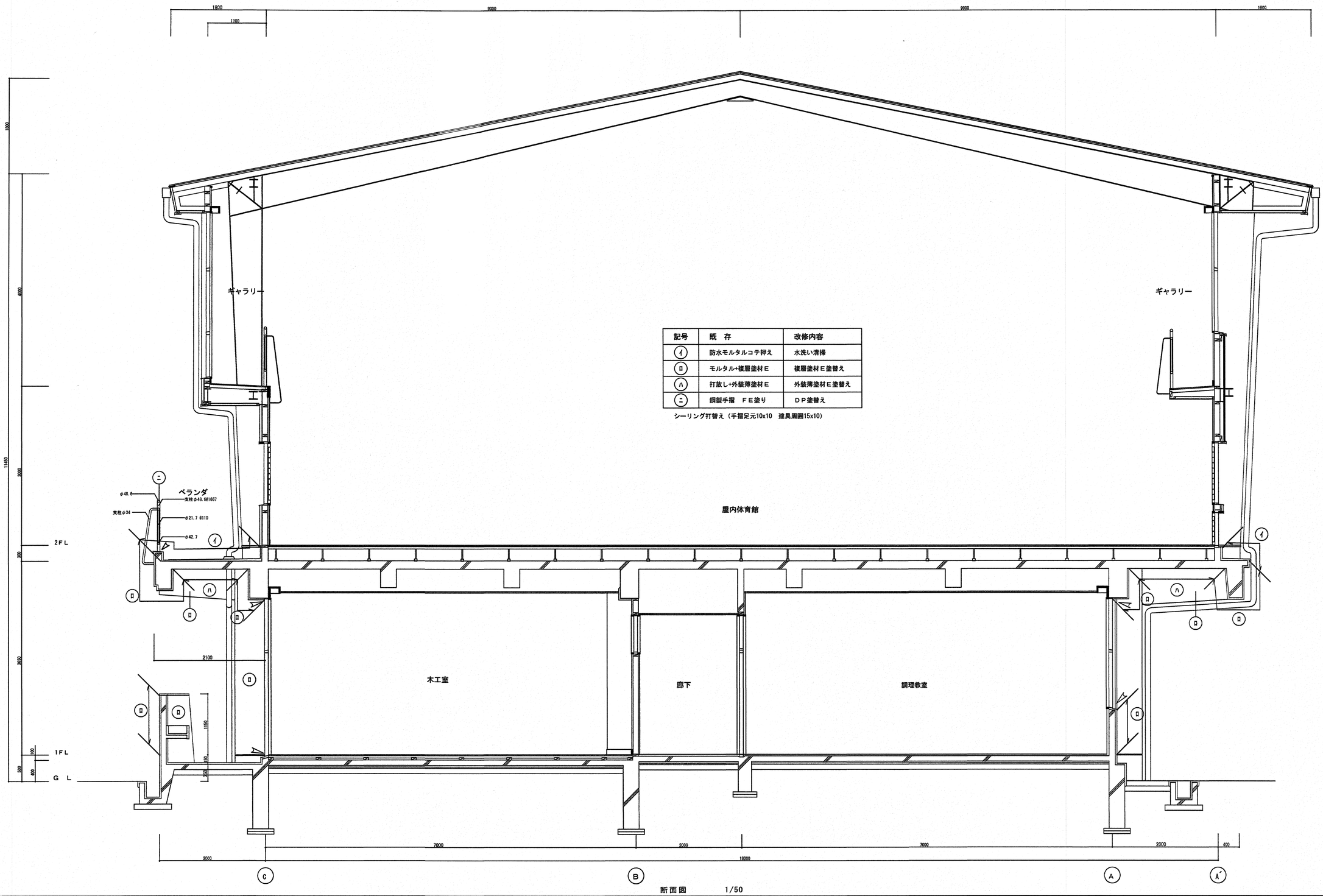

記号	既　存	改修内容
イ	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃
ロ	モルタル+複層塗材Ｅ	複層塗材Ｅ塗替え
ハ	打放し+外装薄塗材Ｅ	外装薄塗材Ｅ塗替え
ニ	鋼製手摺　ＦＥ塗り	ＤＰ塗替え

シーリング打替え（手摺足元10x10　建具周囲15x10）

断面図　1/50

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事	澤田		濱口	松木	7
	図面名　断面図　縮尺　1 / 50	作図　年　月　日				

記号	既　存	改修内容
イ	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃
ロ	モルタル+複層塗材Ｅ	複層塗材Ｅ塗替え
ハ	打放し+外装薄塗材Ｅ	外装薄塗材Ｅ塗替え
ニ	鋼製手摺　ＦＥ塗り	ＤＰ塗替え

シーリング打替え（手摺足元10x10　建具周囲15x10）

改修を行わない範囲を示す

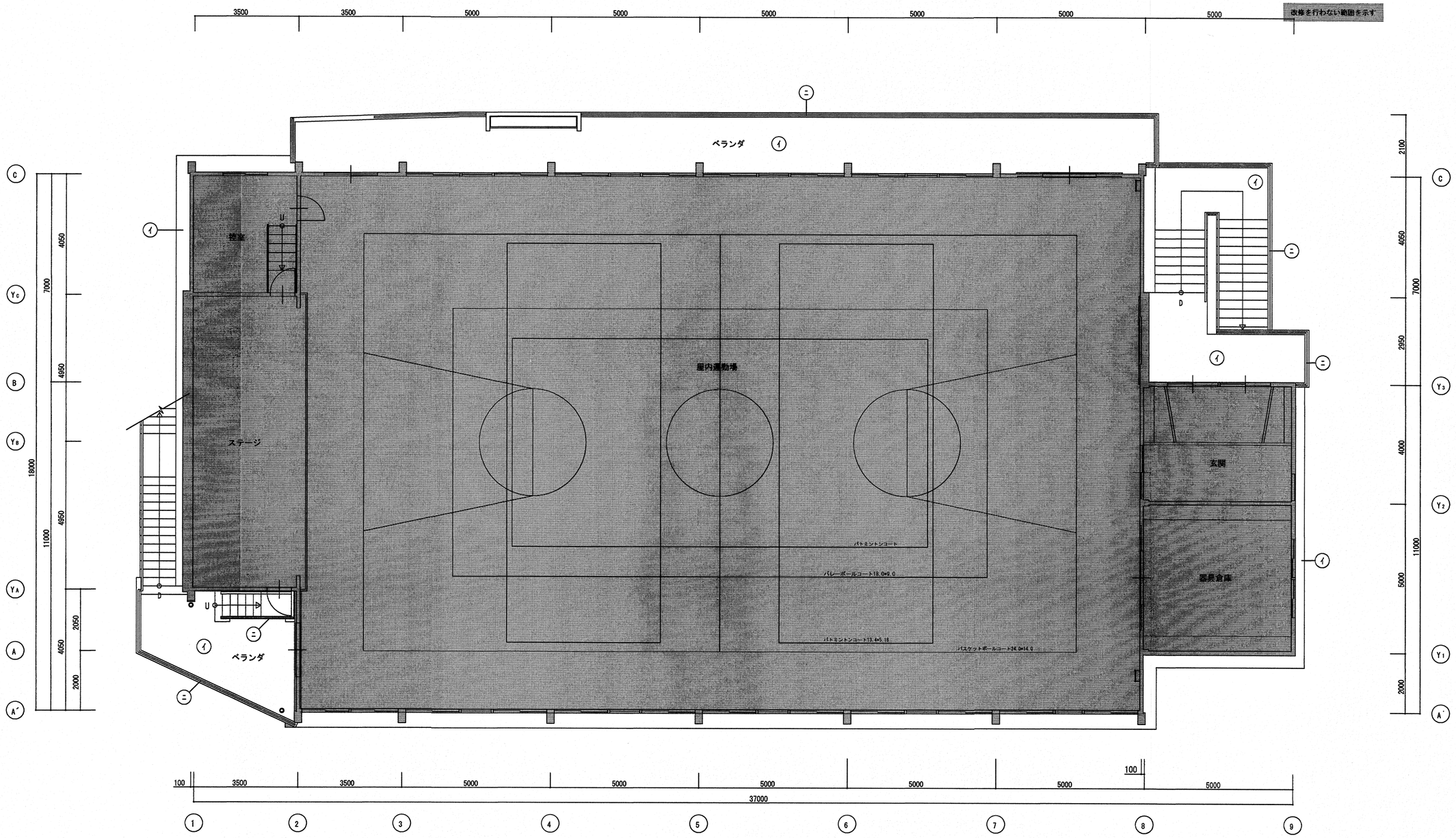

2階平面図　　1/100

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	図面名　２階平面図	縮尺　1 / 100	作図	年	月	日	8

記号	既　存	改修内容
イ	防水モルタルコテ押え	水洗い清掃
ロ	モルタル+複層塗材Ｅ	複層塗材Ｅ塗替え
ハ	打放し+外装薄塗材Ｅ	外装薄塗材Ｅ塗替え
ニ	鋼製手摺　ＦＥ塗り	ＤＰ塗替え

シーリング打替え（手摺足元10x10　建具周囲15x10）

改修を行わない範囲を示す

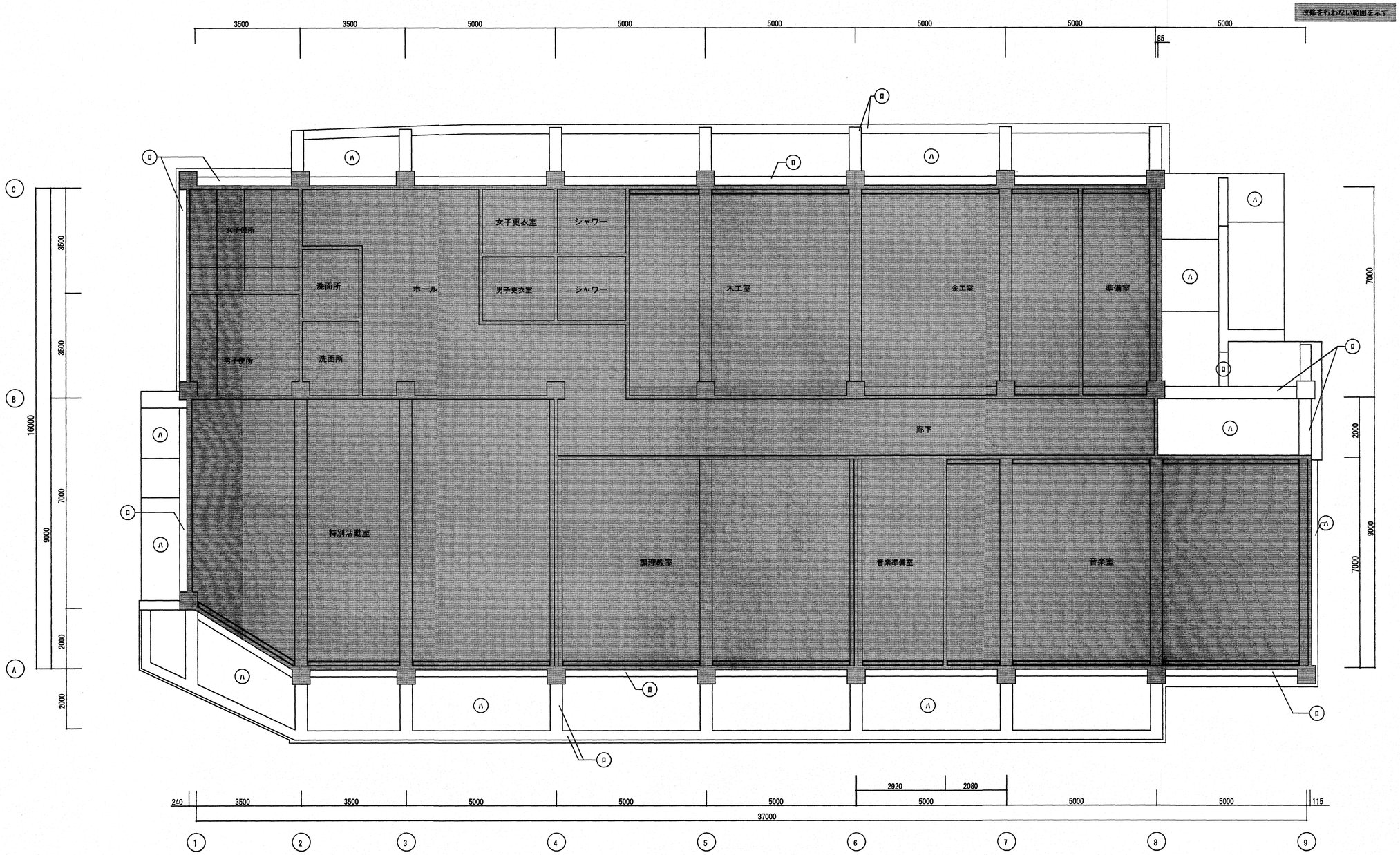

1階天井伏図　　1/100

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事	澤田		澤口	松木	9
	図面名　1階天井伏図　　縮尺　1／100	作図　　年　月　日				

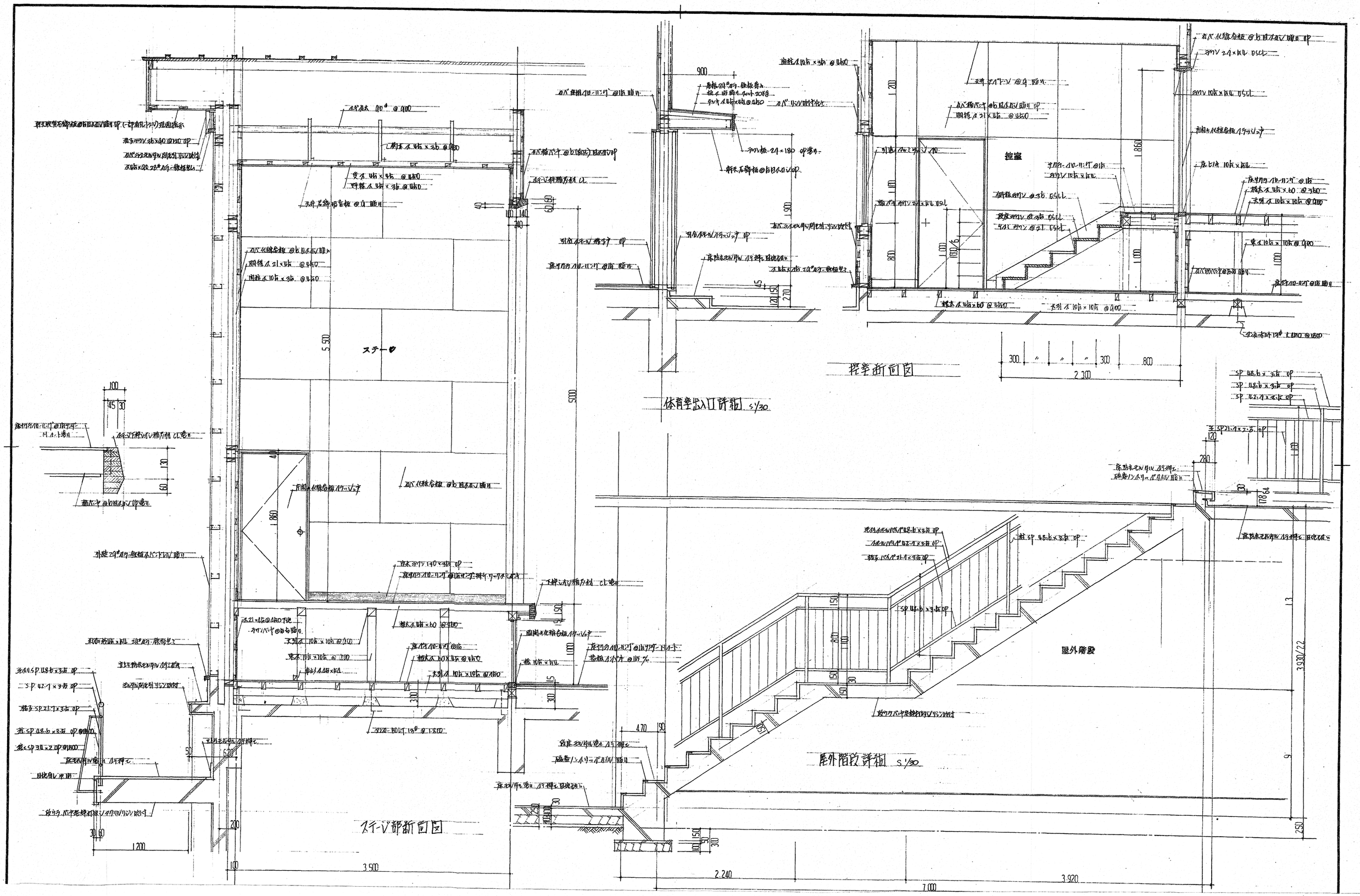

高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事					10
	図面名 各部詳細図(1) 【参考図】 縮尺 1/30	作図 年 月 日				

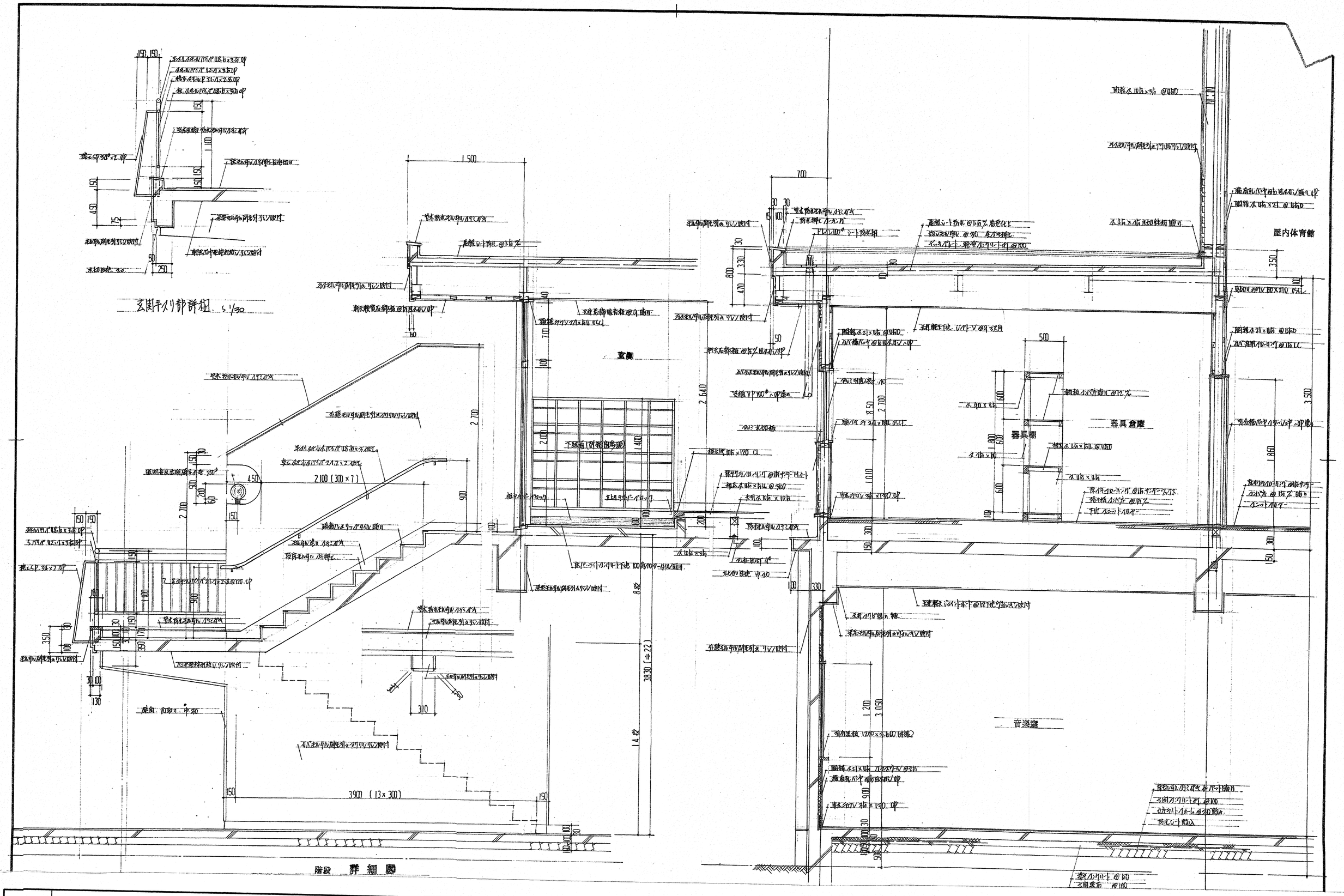

高知市 都市建設部 公共建築課	工事名 旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	図面名 各部詳細図(2) 【参考図】 縮尺 1/30	作図 年 月 日				11

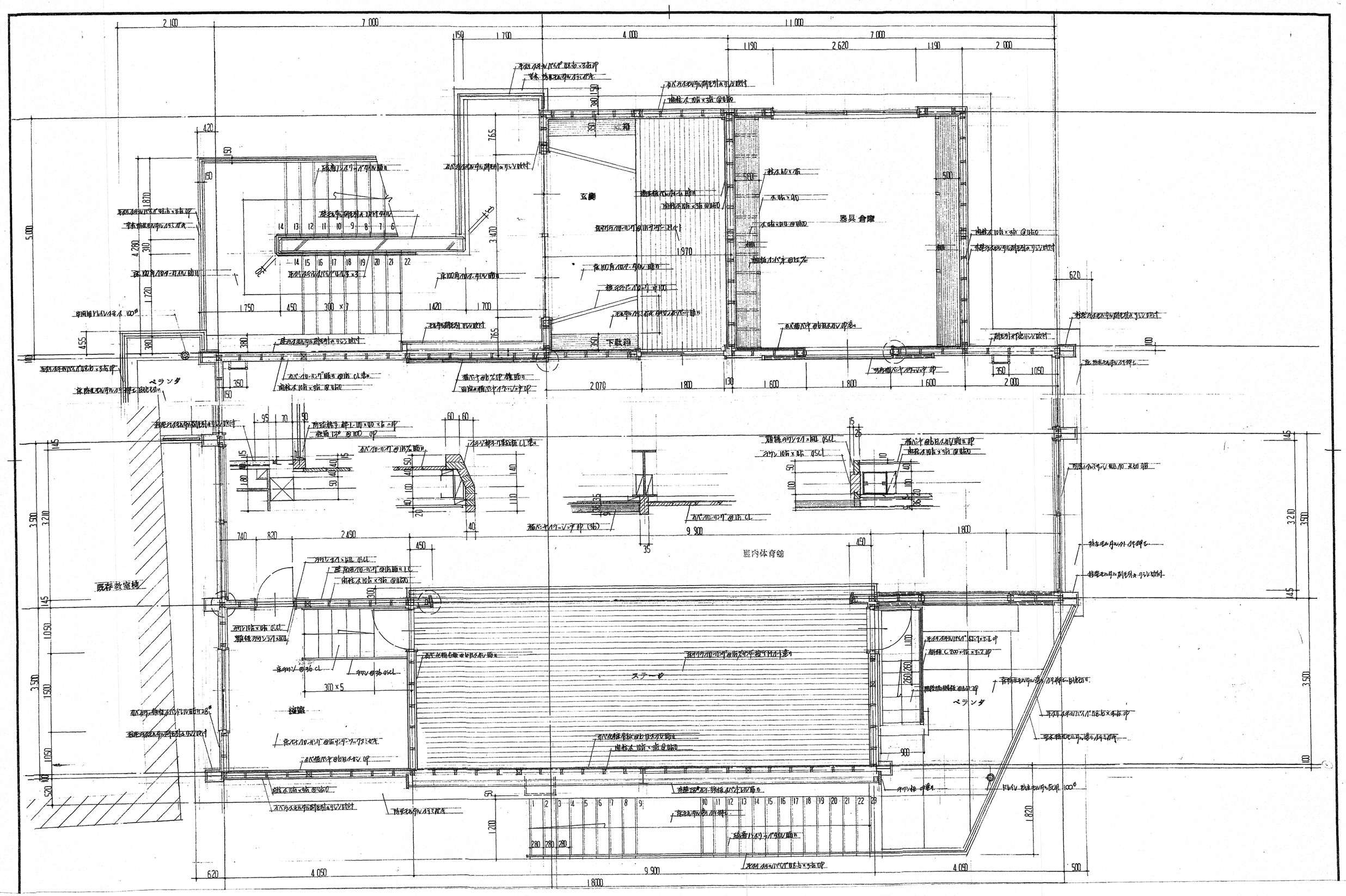

高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	旧土佐山中学校屋内運動場外壁改修工事					12
	図面名 各部詳細図(3) 【参考図】 縮尺 1 / 30	作図	年	月	日	